

令和2年 秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱

～コラム～

○ 令和2年6月30日施行の道路交通法の一部改正において、妨害運転が創設されました。（併せて自転車運転者講習の対象に自転車の妨害運転が追加されました。）



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)
他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10類型の違反、下向き)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消し(欠格期間 2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転(著しい交通の危険)
1の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し(欠格期間 3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反

通行区分違反	急ブレーキ禁止違反	車間距離不保持	道路変更禁止違反	追越し違反
減光等義務違反	警告音使用制限違反	安全運転義務違反	最低速度違反(高速自動車国道)	高速自動車国道等駐停車違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、事外に出ることなく110番を!

【自転車運転者講習制度】

平成27年6月1日の改正道路交通法により、信号無視、指定場所一時不停止など政令で定められた14の危険行為をし、3年以内に2回摘発された自転車運転者には「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。※法改正により妨害運転が加わり危険行為は15になります。

「ゼブラ・ストップ活動」実施中!

横断歩道は歩行者最優先です。

ゼ(ぜんぼう)…前方をよく見て運転、横断歩道に十分注意
ブ(ブレーキ)…横断歩道の手前では「ブレーキ」操作で安全確認
ラ(ライト)…横断歩道でも3(サン)・「ライト」で交通事故防止
歩行者がいたらストップ! 交通事故をストップ!

詳しくはコチラ



「ゼブラ・ストップ活動
イメージキャラクター」

ちばサイクルール

【自転車に乗る前のルール】

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

【自転車に乗るときのルール】

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

運動名

令和2年 秋の全国交通安全運動



期間

- (1) 令和2年9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

目的

秋口は、日没の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある歩行中・自転車乗用中の交通事故の増加が懸念されます。また、飲酒運転、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の危険運転による悲惨な事故も発生しています。

そこで、この時期に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

スローガン

～夕暮れの 一番星は 反射材～

運動重点

- 1、子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2、高齢運転者等の安全運転の励行
- 3、夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



新型コロナウイルス感染症が心配されます。イベント等の実施に当たっては、感染防止に十分留意の上、交通安全を啓発していきましょう。

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運 動 重 点

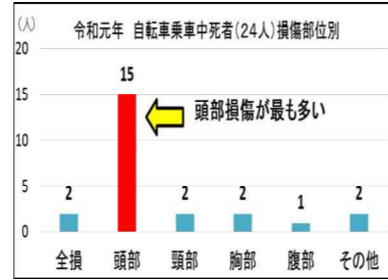
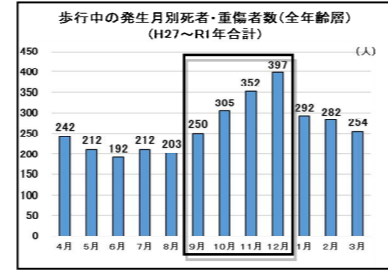
1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者の信号無視や道路の無理な横断による交通事故が発生しています。大人が模範を示し、日常生活を通じた子供達への交通安全教育を行いましょう。また、通学路の見守りや横断歩行者の保護など歩行者保護を徹底しましょう。

(2) 自転車の安全利用の確保

自転車で転倒した場合、多くは頭部に傷害を負います。また、加害者となった場合に高額な賠償事例があります。引き続き「ちばサイクルール」を活用しましょう。



★推進事項

- ・この時期は、日没が早いことから、反射材は歩行者の事故防止上重要なアイテムです。活用を促進しましょう。
- ・歩行者側の交通ルール遵守を呼び掛けましょう。
- ・自転車乗車用ヘルメットの着用を推進しましょう。
- ・加害者となった場合に備え、自転車保険への加入を促進しましょう。

2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルールの遵守の徹底

横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護を徹底しましょう。

(2) 高齢運転者の交通事故防止

加齢による身体機能や視力低下は否めません。特に、体調が悪い時や雨天や夜間は、交通事故のリスクが高まります。運転しない選択を取り入れましょう。

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト等の着用を怠ると、事故の時に車外に投げ出されたり、窓ガラスや同乗者等に衝突して致命傷を負います。着用を徹底しましょう。

★推進事項

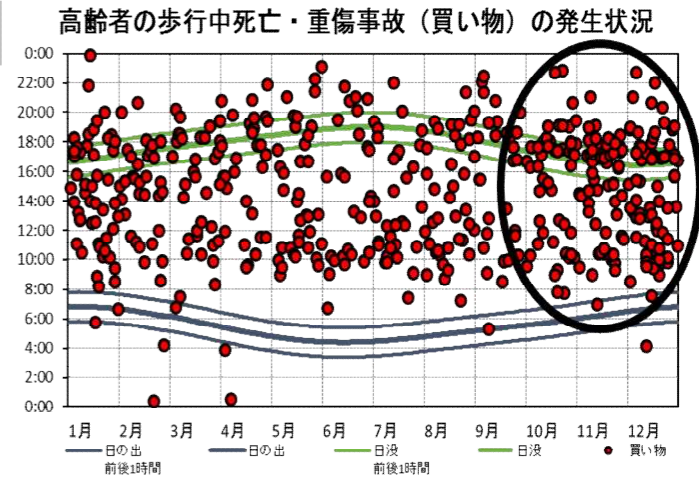
- ・歩行者保護ゼブラ・ストップ活動を広めましょう。
- ・運転に不安のある方のための相談ダイヤルが便利です。(＃8080)について広報しましょう。
- ・シートベルト等の全席着用を推進しましょう。



3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

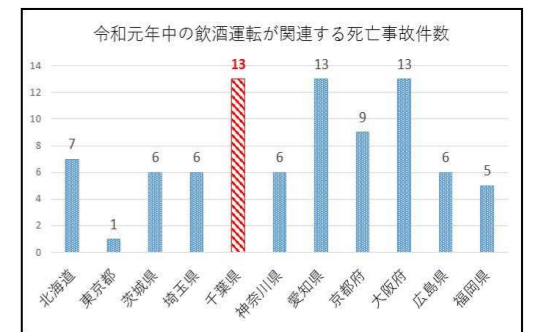
これからの時期は、日没が早まることから、急に暗くなり、前方不注視になりがちです。こうした状況から、交通事故は日没後1時間が特に多く、歩行者事故では、買い物等で出歩いている時に発生しています。徒歩や自転車での外出は、特に注意が必要です。



(2) 飲酒運転の防止

飲酒運転による事故のうち死亡事故に至った人数は全国ワーストです。

飲酒運転は、ひとたび発生すれば、死亡や重傷など重大交通事故の危険性があるほか、ひき逃げなどの犯罪を誘発します。飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという規範意識を確立し、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を目指します。



(3) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

妨害運転(いわゆる「あおり運転」)は、社会的に重大な問題となっており、この種の悪質・危険な運転行為を抑止するため、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設がなされたものです。この危険行為は自転車にも適用され、自転車の場合は、自転車運転者講習制度の対象となります。

★推進事項

- ・これからの時期は、普段と同じ時間でも日没が早くなり、危険です。外出するときは、反射材の活用や明るい服装を心がけ、自身を守ることを広報しましょう。また、反射材は、自宅にしまっている場合もあります。積極的に活用しましょう。
- ・宅飲みも増えています。ビール1本飲むと約4時間は抜けません。「飲んだら乗らない」を徹底しましょう。(自分が犯罪者になる前に思いとどまりましょう。)
- ・あおり運転を防止するためには、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちが大切です。また、安全意識の向上に役立つドライブレコーダーの普及について広報しましょう。